



一般財団法人 日本医学物理士会 謝金の支払に関する細則

2015年7月15日

2019年3月15日 一部改正

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）が依頼する講演および原稿執筆等に対して支払う謝金について基準を定めることを目的とする。

(謝金の種類)

第2条 本会が支払う謝金は、次の通りとする。

- (1) 講演、実習、司会等の実施に関わる謝金
- (2) 刊行物、教本等の原稿執筆に関わる謝金
- (3) 刊行物、教本等の原稿編集に関わる謝金
- (4) その他

(講師等の区分)

第3条 本会が招聘する講師等は、別表1に定める通りとする。

(謝金の支払単位)

第4条 この細則で規定する謝金のうち、謝金額を単位あたりで設定するものについては、60分間を1単位として算定するものとする。

- 2 時間が1単位に満たない場合は、1単位に繰り上げて謝金額を算定するものとする。1単位を超えた場合は、30分を0.5単位として1単位の半額として算定する。
- 3 前項による算定が難しい場合は、本会理事長の判断に基づき決定する。

(謝金の額)

第5条 謝金の額は、別表2および別表3の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

- 2 前項の規定に関わらず、事業等を実施する上での特別な理由がある場合には、本会理事長の判断に基づき、基準の範囲内で金額を調整することが出来る。
- 3 前項により、謝金額の調整を行った場合は、理事長は理事会に対して報告を行わなければならない。

(講師等の旅費および宿泊費)

第6条 講師等の旅費および宿泊費は、本会の「内国旅行旅費支給に関する細則」により支給する。



- 2 前項による算定が難しい場合は、本会理事長の判断に基づき決定する。

(謝礼の支払方法)

第7条 謝金の支払にあたっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、講師が法人として謝金を受領する場合は、源泉徴収は行わない。
- 3 支払方法は、口座振込とする。

(謝金を支払わない場合)

第8条 謝金が本会以外の者から支払われる場合は、本会はそれを支払わない。

- 2 講演・原稿の内容が、講師および執筆者の所属機関・関連機関の業務・宣伝に当たる場合は、謝金を支払わない。

(附則)

第9条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。



別表 1. 講師等の区分

区分	定義
特別講師	下記講演講師等のうち、社会的もしくは学会における著名人で理事会が承認した者.
講演講師	講習会, セミナー等で講演, 講義を行う者.
実習指導者	実習型講習会で実技指導および講義を行う者.
実習指導補助者	実習型講習会で, 実習指導者とともに実技指導を行う者.
司会	講習会, セミナーやパネルディスカッション等でコーディネータ的業務を行う者.
パネリスト	3名以上で行うパネルディスカッション時に適用する.
臨時雇員	講習会, セミナー等の運営において, 会場設営やその他の業務を行うために, 短期で雇用された者.

別表 2. 講演, 実習, 司会等の実施に関わる謝金単価基準表 (源泉徴収後の金額)

区分	基準額	支払単位
特別講師	50,000 円	60 分
講演講師	20,000 円	60 分
実習指導者	10,000 円	60 分
実習指導補助者	5,000 円	60 分
司会	5,000 円	60 分
パネリスト	10,000 円	60 分
臨時雇員	10,000 円	1 日
参加登録管理	10,000 円	1 講習会

別表 3. 機関誌, 教本等の原稿執筆および編集に関わる謝金単価基準表 (源泉徴収後の金額)

区分	基準額	支払単位
講習会等資料作成	5,000 円	1 講演
機関誌学術記事 (依頼原稿) 執筆	5,000 円	1 頁
講習会資料・機関誌編集作業	10,000 円	1 冊